

令和6年第4回

君津市農業委員会議事録

令和6年4月5日（金）

令和6年第4回君津市農業委員会議事録

日 時 令和6年4月5日（金）午後2時00分から午後3時04分

場 所 君津市役所6階 災害対策室

招集者 君津市農業委員会会長 鮎川正幸

- 議 事
- 日程第1 会期の決定
- 日程第2 議事録署名委員の指名
- 日程第3 議案第 1号から議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第13号から議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第16号 令和6年度第1次農用地利用集積計画について
- 日程第6 議案第17号 令和6年度農用地利用集積等促進計画案（令和6年4月）について
- 日程第7 議案第18号 令和5年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和6年度最適化活動の目標の設定等について
- 日程第8 報告第 1号から報告第 8号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 報告第 9号から報告第17号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
- 報告第18号 軽微な農地改良に係る届出について

出席委員（13名）

- | | | | |
|-----|------|-----|-------|
| 1番 | 内海孝夫 | 2番 | 鮎川正幸 |
| 3番 | 水野徳子 | 4番 | 小笠原武男 |
| 5番 | 笹本幸恵 | 6番 | 宇野真弘 |
| 7番 | 神子純一 | 9番 | 小泉春水 |
| 10番 | 齊藤昇 | 11番 | 重田忠男 |

1 2 番 長谷川 貢

1 3 番 鈴木 隆

1 4 番 石井 和美

欠席委員（1名）

8 番 溝口 勝美

出席した職員

事務局長	安 田 禎 則
事務局次長	永 瀧 一 環
会計年度任用職員	白 石 勇 一
上総事務所長	川 名 勲
経済環境部農政課 企画調整係長	金 子 正 和
経済環境部農政課 企画調整係 主任主事	杉 山 建 太

◎会長挨拶

会 長 皆さん、忙しい中、農業委員会への出席、御苦労さまです。

今、紹介がありましたけれども、4月は異動の時期になりまして局長も代わられたということで、新しく安田さんが局長という形で来られています。この中で地域計画についても、今いろいろ話がありましたが、もう中盤を迎えまして最終的な詰めをやっていかなきゃいけないような状況になっていると思います。今、新しくなりました事務局、それから農政課、あと農業委員、農業推進委員の方も含めまして、みんなで地域計画を何とか完成させて、進めていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、歓送迎会についてもあとで話があるかもしれませんが、またコロナも収束しましたので、歓送迎会もやりたいなというふうに考えております。

それでは、会議のほうよろしくお願ひします。

◎諸般の報告

会 長 それでは、3月の総会以降の諸般の報告をさせていただきます。

3月27日、君津市農業協同組合第32回通常総代会が君津市民文化ホールで開催され、私が参加いたしました。

4月1日、令和6年4月1日付辞令交付式が君津市役所7階第1応接室で行われ、私が出席いたしました。ちなみに令和6年3月31日付の退職者が14人、令和6年4月1日付の採用者は25人、それから令和6年4月1日現在の市役所の職員数は957人ということです。

以上でございます。

それでは、総会に入ります。

◎開 会

(午後2時00分)

議 長 開会をいたします。

ただいまの出席委員は13名でございます。よって、定足数に達しておりますので、令和6年第4回君津市農業委員会の総会を開会し、直ちに会議を開きます。

◎会期の決定

議 長 日程第1、会期の決定を議題といたします。

会期は本日1日とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議ないものと認め、会期は本日1日と決定いたします。

◎議事録署名委員の指名

議長 日程第2、議事録署名委員について、会議規則第16条第2項の規定により、私から指名いたします。

6番、宇野真弘委員、9番、小泉春水委員の2名にお願いします。

◎議案第1号ないし議案第12号

議長 日程第3、議案第1号ないし第12号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

初めに、事務局より説明をお願いします。

白石会計年度任用職員 では、農地法第3条の申請について御説明いたします。

まず、議案第1号でございます。

小香地先の田2筆、畑1筆、面積2,920平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は相続したが農業経営ができないため、譲受人は農業経営を新規に始めるためです。

許可基準といたしまして、譲受人は新規就農となりますが、実家は木更津市、富津市に農地を所有して農業経営を行っておりまして、譲受人は10年ほど農作業を手伝った経験があるということでございます。農機具は運搬用トラック、動力噴霧器、草刈り機を所有しており、果樹栽培を計画し、収穫物は当面は自家消費としていきますということございました。

農作業従事日数は150日を超える見込みであり、資格等については問題ないと思われま

次に、議案第2号、議案第3号につきましては譲受人が同一のため、一括して説明をさせていただきます。

譲受人は平成14年設立の一般法人で、経営規模を拡大するため農業に新規参入し、いずれも上湯江地先の農地を賃貸借して、ブルーベリー栽培を行おうとする申請でございます。

議案第2号は、上湯江地先の田1筆、989平方メートル、議案第3号は、同じく上湯江地先の田2筆、面積1,569平方メートル、合わせて2,558平方メートルを賃貸借するというもの

でございます。

申請理由として、いずれの議案も譲渡人は農地の維持管理が大変なため、譲受人は農業事業に新規参入し経営規模を拡大したいためです。

許可基準といたしまして、一般法人が農地の賃貸借権を取得するための要件、これまでも説明してございますけれども、定款に農業経営関係の事業を行う記載があること、解除条件付賃貸借契約をすること、役員の1人以上が農業に従事すること、または農園長等、農業経営に責任を持つ者が常時農業に従事すること、最後に、地域における適正な役割分担と継続的、安定的に農業経営を行うことであり、それぞれ満たすか、あるいは満たす見込みであることを確認してございます。農機具は、耕運機、運搬車、運搬用一輪車、草刈り機を購入する予定となっています。

農作業従事日数は150日を超える見込みとなっております。

栽培技術につきましては、農園長が県内の農園で2年間ブルーベリー栽培を経験しており、複数の農園からサポートが得られるということで、資格等については問題ないと思われま

次に、議案第4号について説明します。

下湯江地先の田1筆、面積1,420平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由といたしまして、譲渡人は高齢により離農したいため、譲受人は農業経営の規模を拡大するためです。

許可基準といたしまして、譲受人は現在10万7,886平方メートルの農地を経営しており、農機具はトラクター、コンバイン、田植機、トラックを所有しております。

農作業従事日数は150日を超えており、資格等については問題ないと思われま

次に、議案第5号について説明いたします。

行馬地先の田1筆、面積1,180平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由といたしまして、譲渡人は高齢により離農したいため、譲受人は形状の悪い隣接所有農地と合わせることで、効率よく耕作するためです。

許可基準といたしまして、譲受人は現在1万2,197平方メートルの農地を経営しており、農機具は、トラクター、耕運機、田植機、コンバイン、草刈り機を所有しています。

農作業従事日数は150日を超えており、資格等については問題ないと思われま

次に、議案第6号について説明いたします。

西日笠地先の田3筆、畑3筆、合わせまして面積5,861平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由といたしまして、譲渡人は高齢により離農したいため、譲受人は農業に新規参入し農業経営を行って生計を立てたいためです。

許可基準として、譲受人は新規参入とはなりますけれども、地域の農家からサポートを受けてハウス、露地で野菜類を栽培する計画としております。

申請農地は既に所有している住居の近くで、取得後は農業に意欲的に取り組み、農協や直売所への出荷、ネット販売等で収益を上げていきたいということです。

農機具は、地元農家からトラクターを借り受けるほか、軽トラック、動力噴霧器、草刈り機等を所有しております。

農作業従事日数は150日を超える見込みとなっております。また、地元農家から技術面でのサポートをする旨の上申書が提出されており、資格等については問題ないと思われま

次に、議案第7号について説明します。

譲受人は平成29年設立の一般法人で、経営規模を拡大するため農業に新規参入し、辻森地先の農地を賃貸借してブルーベリー栽培を行おうとするものです。

申請内容は、辻森地先の田1筆、面積1,632平方メートルを賃貸借するものです。

申請理由として、譲渡人は農地の維持管理が大変なため、譲受人は農業事業に新規参入し経営規模を拡大したいためです。

許可基準といたしまして、一般法人が農地の賃貸借権を取得するための要件、定款への農業事業の記載、解除条件付賃貸借契約の締結、役員または農園長等、農業経営に責任を持つ者が常時農業に従事すること、地域における適正な役割分担と継続的、安定的な農業経営を行うことであり、それぞれ満たすか、満たす見込みであることを確認しております。農機具は、耕運機、運搬車、運搬用一輪車、草刈り機を購入する予定となっております。

栽培技術につきましては、農園長が県内で2年間ブルーベリー栽培を経験しておりまして、実績のある複数の農園からサポートが得られるということで、資格等については問題ないと思われま

次に、議案第8号について説明いたします。

久留里市場地先の田1筆、面積1,325平方メートルを無償譲渡により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は高齢で県外に居住しており、耕作管理、維持が難しいため、譲受人は農業経営の規模を拡大するためです。

許可基準といたしまして、譲受人は現在7,739平方メートルの農地を経営しており、農機

具は、トラクター、耕運機、軽トラック、草刈り機を所有しております。

農作業従事日数は150日を超えており、資格等については問題ないと思われま

次に、議案第9号について説明いたします。

譲受人は昭和58年に設立の一般法人で、経営規模を拡大するため農業に新規参入し向郷地先の農地を賃貸借して、ブルーベリー栽培を行おうとするものです。

申請内容は、向郷地先の畑7筆、面積5,517平方メートルを賃貸借するものです。

申請理由として、譲渡人は高齢で農地の維持管理が大変なため、譲受人は農業事業に新規参入し経営規模を拡大したいためです。

許可基準といたしまして、先ほど来申し上げておりますように定款への農業事業の記載、解除条件付賃貸借契約の締結、役員または農園長が常時農業に従事すること、地域における適正な役割分担と継続的、安定的な農業経営を行うことでありまして、それぞれ満たすか、満たす見込みであることを確認してございます。農機具は、耕運機、運搬車、運搬用一輪車、草刈り機を購入する予定で、農作業従事日数は150日を超える見込みとなっております。

栽培技術については、農園長が県内でブルーベリー栽培を経験しており、実績のある複数の農園からサポートが得られるということで、資格等については問題ないと思われま

次に、議案第10号について説明いたします。

愛宕地先の畑3筆、面積2,278平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由といたしまして、譲渡人は農地の維持管理が大変なため、譲受人は移住予定の住居に近い農地を取得し農業に新規参入するためです。

許可基準といたしまして、譲受人は新規就農となりますが、所有している農地の敷地内で3年ほど野菜類を栽培しており、現在、週3日程度のペースで君津市のほうに通っているということでございます。

申請地ではブルーベリー栽培をする予定であり、君津市内のブルーベリー栽培を行っている法人のサポートを受けながら耕作する予定としております。農機具は、運搬車、草刈り機を所有し、耕運機、運搬用一輪車を購入予定としております。

農作業従事日数は150日を超える見込みであり、資格等については問題ないと思われま

続きまして、議案第11号について説明します。

大戸見地先の田2筆、面積431平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は耕作していない農地を有効利用してもらうため、譲受人は移住予定の住居に近い農地を取得し農業に新規参入するためです。

許可基準といたしまして、譲受人は新規就農となりますけれども、大戸見地先で2年前から水稲栽培を行っております。農機具は田植機、コンバイン、乾燥機、耕運機を地元農家から買い受け所有しております。

農作業従事日数は150日を超える見込みであり、資格等については問題ないと思われま。議案第12号について説明いたします。

大中地先の田1筆、面積775平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は耕作ができないため、譲受人は農業経営の規模を拡大し、鑑賞用苗木を栽培するためです。

許可基準といたしまして、譲受人は現在4,836平方メートルの農地を経営しており、農機具は、トラクター、普通トラック、軽トラック、草刈り機、バックホー、散水車を所有しております。

農作業従事日数は150日を超えており、資格等については問題ないと思われま。

以上で、農地法3条に係る申請の事務局説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果について、議案第1号ないし第4号については、私から報告いたします。

まず、議案1号について説明します。

申請内容については事務局説明のとおりです。

申請場所は、別冊1ページを御覧ください。

小香の三舟の里の前を、道を隔てた反対側に下りていったところが現地になります。3月26日に代理人と現地確認を行いました。申請地は草刈り等がされており、管理された状態でした。譲渡人は相続しましたが、自分が別の場所において農業ができないため、住まいごと売却を考えていたということです。譲受人は新規就農で、この農地でミカンと栗を栽培する予定だということです。特に問題ないと思われま。御審議よろしく申し上げます。

続きまして、議案2号と3号について、譲受人が同一のため一緒に説明いたします。

申請内容については事務局説明のとおりです。

申請場所は、別冊2ページを御覧ください。

上湯江自治会館の前を過ぎ、君津自動車板金から小香方向に150メートルほど行った左側になります。3月26日に代理人と現地確認を行いました。申請地はきれいに管理されてお

り、鳥獣対策等もされておりました。一般法人の賃貸借ですが、要件は満たされており、農園長が近隣に住んでいて実際の管理を行うということです。2号と3号の土地は隣り合っており、一体として使用するということでした。特に問題ないと思われま。御審議よろしくお願ひします。

続きまして、議案4号について説明します。

申請内容は事務局説明のとおりです。

申請場所は、別冊3ページを御覧ください。

下湯江のファミリーマート前から富津方向に向かい、Y字路を右に入って東電の変電所前を過ぎて450メートルほど行った左側になります。3月26日に譲受人と現地確認を行いました。申請地は耕作されており、譲受人が借りて耕作しているそうです。譲渡人から購入してほしいという依頼があり、譲受人が購入を決めたそうです。

譲受人は多くの田んぼを借りて耕作しておりますが、購入をしてほしいというふうに依頼されることが多くなっているというふうに話されておりました。高齢の地主が多く、地域の田んぼの管理など、行事に参加できないことが一つの原因だろうと言われておりました。特に問題ないと思われま。御審議よろしくお願ひします。

続きまして、議案第5号について、5番、笹本委員からお願ひします。

笹本委員 5番、笹本です。

第5号議案について御報告します。

詳細につきましては、ただいま事務局からの説明があったとおりです。

場所ですが、別冊4ページを御覧ください。

紙面上部を右方向へ続けて下方向へ伸びているのが県道92号線です。途中、根本から行馬に下っていく道があり、300メートルくらい下ると行馬川があり、小糸川との合流付近に申請場所があります。3月27日、午前8時半頃譲受人と会い、現地確認と聞き取り調査をしました。現地はきれいに畔塗りがされ、耕作できる状態でした。譲受人は就農してまだ1年ということですが、大変意欲的に活動されています。

また、地域の方からのアドバイスやサポートもあるようです。今まで休耕していた隣地を耕作する旨を譲渡人に伝えると、譲渡人から高齢で離農したいと言われたそうです。申請地は形状が複雑ですが、譲受人の農地とつなげると耕作がしやすくなることから、今回のお話となりました。特に問題ないと思われまが、よろしく御審議のほどお願ひいたします。

以上です。

議長 続きまして、議案第6号ないし第7号について、7番、神子委員からお願いします。
神子委員 7番、神子です。

議案第6号について御説明します。

申請内容等の詳細につきましては、ただいまの事務局説明のとおりです。

先月の3月30日、午後2時に譲受人と譲渡人の双方の代理人である土地家屋調査士の方に現地でお会いし、話を聞きました。

現地は、別冊の5ページを開いてください。

清和小学校から三島方面に向かい西日笠地区でございます。

譲渡人は現在79歳の高齢であり、今、居住している市内の久保地区から西日笠にある農地の維持管理は物理的にも困難であるため、現地の農地の大半は竹林の状態でありました。一方、譲受人は小糸川に近い農地にはハウスで栽培をし、川の反対の道路側は露地栽培でトマト、ジャガイモなどの農産物を多面的に生産して、さらに農地の拡大をしたいとのことでした。栽培技術については、地元農家の指導を受けることができるということです。双方の聞き取りの結果、特段の問題はないと思われまますので、御審査のほどよろしく申し上げます。

引き続きまして、議案第7号について御説明させていただきます。

詳細につきましては、事務局の説明のとおりです。

3月30日の午後3時に譲受人の代理人と現地でお会いし、お話を聞きました。

現地は、別冊の6ページをお開きください。

三島地区の辻森郵便局から500メートルほど鴨川方面に向かい、辻森自治会の付近にあります。

代理人の行政書士によりますと譲渡人は数年前から体調を崩し、現在も体調不良のため農地の維持管理は困難であるとのことでした。一方、譲受人の法人の代表は近年、農業に携わりたいとの意欲が強く、この二、三年間は野菜を中心にして栽培されてこられたとのことでした。双方の聞き取りの結果、特段の問題はないと思われまますので、御審査のほどよろしく申し上げます。

以上です。

議長 続きまして、議案第8号ないし第10号について、12番、長谷川委員から申し上げます。

長谷川委員 議案第8号について御説明いたします。

詳細につきましては、事務局の説明のとおりです。

場所は、別冊 7 ページ、久留里駅から月崎方面に向かいまして沖津歯科の先を左折したところに現地があります。ここは道路の新設に伴って現況は田でありましたけれども、この周辺が全部埋立てになっているところでは、

3月26日、代理人と現地の確認を行いました。譲渡人は東京に住んでいるということで耕作できない、高齢なのでできないということで、現地につきましては草刈り等、耕うんすればすぐに植付けが可能となるようになります。譲受人も亀山のほうで野菜栽培をしておるということで、ここも借手として野菜栽培をしたいということです。すぐに植付け、草刈りして耕うんすれば植付け可能な状態になっておりますので、不可の要件に当たるものはないと思われまますので御審議のほどよろしくお願ひします。

議案第9号ですね、8ページになります。

これも久留里駅から君津方面に向かいまして、前回も同じような近辺がありましたけれども、双信光器製作所のところを左折しましたところに現地があります。3月26日に代理人と現地確認を行いました。先ほど譲渡人は高齢で耕作できないということでしたが、委託して草取り等もしたり、すぐ作付可能な状態にあり、不可の要件に当たるものはないと見られますので特に問題ないと思われまます。御審議のほどよろしくお願ひします。

議案第10号ですね。続きの10ページのこれも久留里駅から君津方面に向かいまして、上総自動車教習所の手前を右折しましたところに現地があります。これも3月26日、代理人と現地の確認を行いました。譲渡人は耕作できないということで、譲受人は東京に住んでおりますけれども、議案第10号のちょうど下の畑の先に別荘を持っておりまして、ここで先ほどお話ありましたように週3日ほど滞在しているということで、定年後はこちらに居住していきたいという話をされておりました。草刈り及び耕うんをされており、植付け可能な状態になっております。不可の要件に当たるものはないと見られますので、特に問題ないと思われまますので御審議のほどよろしくお願ひします。

以上です。

議長 続きまして、議案第11号ないし第12号について、13番、鈴木委員からお願ひします。

鈴木委員 13番、鈴木でございます。

議案番号第11番について御説明いたします。

申請内容の詳細につきましては、事務局説明のとおりでございます。

申請地は、別冊10ページをお開き願います。

ちょっと地図が大き過ぎて目印もなく説明しづらいですけれども、色のついている太い線が小櫃川でございます。大きい丸印の議案第11号の場所ですが、旧松丘小学校脇の市道を右折して、地図の下のほうに500メートルほど行ったところの右側が大戸見字片野代の申請地でございます。

3月30日に代理人と現地で聞き取り調査を行いました。登記簿上は田ですが、水利もなく畑として使用していたと思われそうですが、現況は耕作されてなく遊休農地となっております。譲渡人は相続によりこの土地を取得しましたが、耕作ができないので遊休農地を有効に活用してもらいたく、譲り渡すとのことであります。譲受人は大戸見地先で農地を借りて水稻の栽培を2年ほど前から行っており、農業を始めるために農地を取得するとのことです。今後、譲渡人の宅地建物を購入し、移住して本格的に農業経営を行っていききたいとのことであります。

小さい丸印の議案11号の場所ですが、片野代の申請地から地図の下のほうへ200メートルほど行ったところの左側が大戸見字大間の申請地でございます。現地は耕作されておられませんけれども、管理はよくされておりました。特に問題もないと思われるので、よろしく御審議お願いいたします。

次に、議案番号第12番について御説明いたします。

申請内容につきましては、事務局説明のとおりでございます。

申請地は、別冊の11ページを御覧ください。

地図の左上のほうに利根というところがありますけれども、そのところを通っている道路が県道千葉鴨川線でございます。千葉鴨川線を左折して利根集落に入ります。亀山ダム方面に向かう市道を400メートルほど行った高水橋の逆が申請地でございます。申請地は田んぼですが、耕作はしておらず遊休農地となっております。しかし、草刈り等の管理はよくされておりました。

3月30日に代理人と現地の確認をいたしました。譲渡人は相続によりこの土地を取得しましたが、耕作ができないので、近隣でヤシの栽培を計画している譲受人に売却するとのことであります。譲受人については令和5年11月及び令和6年3月の総会で申請した農地の近くであり、作業の一体化を考慮し、また、この地域でヤシの栽培を拡大していくため、購入するとのことであります。営農計画もしっかりしており、問題はないと思います。よろしく御審議お願いいたします。

議長 ただいま事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見等がありましたらお願いします。

(発言する者なし)

議長 質問、意見がありませんので、採決いたします。

議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第3号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第4号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第5号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第6号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第7号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第8号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第9号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第10号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第11号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第12号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

◎議案第13号ないし議案第15号

議長 長 日程第4、議案第13号ないし第15号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

初めに、事務局より説明をお願いします。

永瀧次長 議案第13号について御説明いたします。

議案書の4ページを御覧ください。

上地先の畑1筆、面積494平方メートルを所有権移転により専用住宅へ転用します。

申請地は都市計画区域外で、農地区分は1種農地相当となります。本来、第1種農地では転用が認められませんが、農地法施行規則第33条第4号の住宅のほか周辺地域住民の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当すると考えられます。

用水は公営水道、排水は合併浄化槽により処理し、既存排水路へ放流します。雨水排水は浸透ますにより地下浸透させ、オーバーフロー分については既設の排水路へ放流します。工事中は交通の妨げにならないように注意し、土砂の流出等を防止します。周辺農地への被害防止対策は、コンクリート擁壁の土留めを設置し、土砂、雨水の流出を防止します。

議案第14号ないし15号について、同一事業のため一括して御説明いたします。

川俣地先の田1筆、462平方メートル、畑4筆、2,124平方メートル、計2,586平方メートルを所有権移転によりオートキャンプ場へ転用します。

この申請事業は既存のオートキャンプ場のサイトを増設する計画です。申請地は都市計画区域外で、農地区分は2種農地相当となります。敷地は埋立て等を行わず、用水計画は既存の施設を利用し、雨水はサイト内に浸透ますを設置します。現状の地盤を利用する計画により、整地、埋立て等の工事はありません。周辺に農地はありません。

以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果について、議案第13号について、3番、水野委員からお願いします。

水野委員 3番、水野です。

議案第13号について説明いたします。

詳細はただいま事務局の説明のとおりです。

3月25日、午後2時に代理人の方と現地確認、聞き取りを行いました。

場所は、別冊12ページを御覧ください。

地図中央に小糸川沿岸土地改良区事務所とあります。右手の道を北に120メートルほど進み、丁字路を左に80メートルくらい行った左手になります。

譲受人と譲渡人とは、おいとお婆の関係です。以前から譲渡人から住んでいる土地、農地

をどうしたらいいのか、その後、おいが継いでくれることになって、家を建てるとしたら宅地をどこに建てるかと相談を受けていました。この場所は農振地区ですが、農振を外しました。特に問題はないと思われます。御審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

議長 続きまして、議案第14号ないし第15号について、14番、石井委員から願ひします。

石井委員 14番、石井です。

議案14号、15号につきましては譲受人が同じですので、一括して説明いたします。

申請内容につきましては、事務局の説明のとおりでございます。

3月26日、オートキャンプ場用地につきまして、現地に代理人同行で確認いたしました。申請地であります、別冊の最後のページ、13ページを御覧いただきたいと思ひます。県道24号を鴨川方面に向かい、笹地区の丁字路の信号を左に亀山温泉ホテル方面に300メートルぐらい進んで、右側に木更津東カントリークラブの入り口、ここから入っていただきますと豊田大橋と押込橋という橋で結ばれている小島になっているところでございます。近隣の田畑とも休耕地となっており、特に問題はないと思ひますので、御審議のほどよろしく願ひします。

以上です。

議長 ただいま事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見等がありましたら願ひします。

(発言する者なし)

議長 質問、意見がありませんので、採決いたします。

議案第13号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひします。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

続きまして、議案第14号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひします。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

続きまして、議案第15号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

◎議案第16号

議長 日程第5、議案第16号 令和6年度第1次農用地利用集積計画についてを議題といたします。

なお、本議案につきましては、私と11番、重田忠男委員が関係する事案が含まれますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退室いたします。

議長を水野会長職務代理にお願いします。

(鮎川正幸議長、11番 重田忠男委員 退室)

(水野会長職務代理、議長席へ)

職務代理 それでは、議長を務めさせていただきます。

初めに、経済環境部農政課より説明をお願いいたします。

金子経済環境部農政課企画調整係長 農政課の金子でございます。

議案第16号について御説明いたします。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、令和6年度第1次農用地利用集積計画の作成に当たり、農業委員会に御審議をお願いするものでございます。

お手元の議案書6ページを御覧ください。

利用権設定につきましては、君津地区5件、16筆、2万2,781平方メートル、小糸地区4件、17筆、2万3,430平方メートル、合計9件、33筆、4万6,211平方メートル。

以上でございます。

所有権移転につきましては、今回はございません。

個別の案件につきましては、議案書7ページから12ページに記載のとおりでございます。

今回の農用地利用集積計画でございますが、市では、令和5年4月1日より前の旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしているものと判断しております。

議案第16号に関する説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。
職務代理 ただいまの説明につきまして、質問、意見等がございましたら挙手をお願いいたします。
ます。

(発言する者なし)

職務代理 質問、意見がありませんので、採決いたします。

議案第16号について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

職務代理 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は原案のとおり決定いたします。

職務代理 鮎川正幸会長の入室を認めます。

それでは、議長の任を鮎川会長にお返しいたします。失礼いたします。

(鮎川正幸会長 入室、議長席へ)

(水野会長職務代理、自席へ)

◎議案第17号

議長 日程第6、議案第17号 令和6年度農用地利用集積等促進計画案（令和6年4月）
についてを議題といたします。

議長 それでは、経済環境部農政課より説明をお願いします。

金子経済環境部農政課企画調整係長 では、議案第17号について御説明いたします。

このたび農地中間管理機構から市に対して、農用地利用集積等促進計画の案を作成し、提出するよう求めがありましたので、市で作成しました令和6年度農用地利用集積等促進計画案（令和6年4月分）について農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第3項の規定により、農業委員会の御意見をお伺いするものでございます。

お手元の議案書14ページを御覧ください。

促進計画案の件数及び契約面積につきましては、小櫃地区2件、田10筆、1万9,319平方メートル、以上でございます。

個別の案件につきましては、議案書15ページから16ページに記載のとおりでございます。

今回の農用地利用集積等促進計画案でございますが、市では、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の要件を満たしているものと判断しております。

議案第17号に関する説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ただいまの説明につきまして、質問、意見等がありましたら挙手をお願いします。

(発言する者なし)

議長 質問、意見がありませんので、採決いたします。

議案第17号について、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は原案のとおり決定をいたします。

11番、重田委員の入室を許可いたします。

(11番 重田忠男委員 入室)

◎議案第18号

議長 日程第7、議案第18号 令和5年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和6年度最適化活動の目標の設定等についてを議題といたします。

初めに、事務局より説明をお願いします。

永寫次長 御説明の前に資料につきまして誤りがありましたので、訂正させていただきます。

配付してあります正誤と議案その2を御覧ください。

3ページの上段、表の右側、令和5年度新規参入者数が35経営体とありますが、誤りで、正しくは36経営体です。

次に4ページ、下段のほうの表に4、目標及び活動に対する評価の「目標が達成できなかった」とありますが、誤りで、「目標は達成できた」です。

次に、10ページ、下段のほうの②目標、ア既存遊休農地等の解消、A緑区分の遊休農地の解消の※印の注釈につきまして、年度が令和3年とございますが、令和5年度の誤りでございます。大変失礼しました。

それでは、議案第18号について御説明いたします。

毎年、農業委員会の活動について目標を定め、点検、評価しているものです。

1ページを御覧ください。

ここでは君津市や農業委員会の状況について記載してございます。

次に、2ページを御覧ください。

Ⅱ担い手への農地利用集積・集約化の、この中の2、令和5年度の目標及び実績について。集積目標に対し集積実績が大きく拡大した主な理由としては、小櫃南部土地改良区内で人・

農地プランが策定されたことから、面積が拡大したものと思われます。

次に、3ページを御覧ください。

1、現状及び課題の新規参入の36経営体の内訳につきましては、法人が12経営体です。ほとんどがブルーベリーを主体とする法人が参入しております。

次に、個人が24経営体です。いわゆる中高年者で面積は比較的小規模な案件が多く、野菜等の作付をする目標が多いです。

相談があった場合には、本市で営農が継続できるようサポートしていきたいと考えております。

4ページを御覧ください。

IV、遊休農地に関する評価について、同ページの2、令和5年度の目標及び実施の解消面積は、①は達成することができましたが、遊休農地面積全体では昨年と比較すると31ヘクタール増加した状況でございます。

5ページを御覧ください。

違反転用への適切な対応につきまして、2の令和5年実績で0.3ヘクタールの増につきましては、練木地先で駐車場に、小糸地先の資材置場の拡大による増加のものです。

次に、6ページから8ページは農業委員会総会案件等の実績数字でございます。

令和4年度最適化活動計画の目標についてですが、9ページから11ページまで目標の設定になります。

10ページを御覧ください。

1、最適化活動の成果目標ですが、(1)②の目標年度新規集積面積ですが、今年度は先行している小櫃地区の地域計画から集積が見込まれることから、500ヘクタールを設定いたしました。(2)農地の解消、②目標、ア既存の遊休農地の解消、a緑区分の遊休農地の解消につきましては、※印にありますように5年度の遊休農地の5分の1というところから、7ヘクタールを設定いたしました。

11ページを御覧ください。

(3)新規参入の促進、②新規就農者の貸付けについて、農地所有者の同意を得た上で公表する面積は、注釈の2にありますように過去3年度の権利移動面積の平均の1割以上とあることから、10.7ヘクタールを設定いたしました。

2、最適化活動の目標につきましては、(1)推進委員が最適化活動を行う日数目標につきましては、最低日数である月6日を設定いたしました。また、(2)活動強化月間の目標

設定、(3)新規参入相談会の参加目標につきましても、それぞれ最低日数を設定いたしました。

以上です。

議長 ただいまの事務局の説明について、質問、意見等がありましたら挙手をお願いします。

石井委員 11ページの一番上、新規参入促進のところ、令和5年度の新規参入者数35経営体というところも、これも36経営体に直すのかな。

永寫次長 申し訳ございません。こちら36に改めさせていただきたいと思います。

議長 長 ほかに質問、御意見ございますか。

3番、水野委員。

水野委員 3番、水野です。

3ページの新たな農業経営というところなのですが、現状及び課題のところ課題として新規参入者が増えてきたが、計画した営農ができていないケースがあるというところですが、ここ最近新規参入者がかなり増えていて、ブルーベリーをとという方も増えています。それでこのようになると、これからちょっと大変になるのではないかなという危機感がこの頃ありますが、今のところどうなっていますか。どういうところが営農ができていないケースになっていますか。

永寫次長 新規参入の法人の中でブルーベリーを定植しているんですけども、去年は特に天気がよかったものなので、ブルーベリーが枯れてしまったということが法人さんで見受けられることがありました。改めて植栽をしてくださいというような話をして、ブルーベリーを何とか作ってくださいという、そういう指導をしているところです。そういうところから、就農のほうがちっと不安かなというところから記載させていただきました。

水野委員 すみません、田んぼと畑もブルーベリーでというところがありますけれども、畑と大体同じぐらいに栽培の量というのはできているんですか。

永寫次長 田んぼが多いかと思われま。ただ、その実態として特に坂畑のほうとか去年5件あるんですけども、法人が5件あるんですけども、向こうのほうは田んぼの水利組合が維持できないことから、水が回ってこないというところから田んぼをやめた。そこから、それがきっかけで離農するというところがあったようで、そこをブルーベリーの法人さんの関係で法人が農業を開始しているという例が多いようです。

議長 長 ほかに質問、御意見ございますか。

(発言する者なし)

議長 質問、意見がありませんので、採決いたします。

議案第18号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は原案のとおり決定をいたします。

◎報告第1号ないし報告第18号

議長 日程第8、報告第1号ないし第8号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告第9号ないし第17号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、報告第18号 軽微な農地改良に係る届出については、事務局長専決により書類を受理いたしました。

ただいまの報告第1号ないし報告第18号について、質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

議長 質問、意見がないようですので、報告第1号ないし第18号を終わります。

◎閉 会

議長 これをもちまして、令和6年第4回君津市農業委員会総会に付議されました議案及び報告については終了いたしました。

以上で閉会といたします。

なお、次回、令和6年第5回農業委員会総会は、令和6年5月7日火曜日、市役所5階大会議室にて開催する予定でありますので、よろしく申し上げます。

(午後3時04分)